

子育て支援課からのお知らせです

10月1日から「乳幼児医療費給付事業」が「子ども医療費給付事業」に変わり新たに小・中学生の入院医療費を助成します。

当市では、子育て世帯への支援の充実をめざして給付対象を一部拡大しました。保護者の所得制限はありません。

給付対象等の変更について

令和元年 9月30日 までの受診	0歳～ 小学校就学前まで	乳幼児医療費 給付事業 通院・入院	令和元年 10月1日 からの受診	0歳～ 小学校就学前まで	子ども医療費 給付事業 通院・入院
	小学校1年生～			小学校1年生～ 中学校3年生まで	入院

Q：どうすれば給付が受けられるの？

A：受給資格の認定申請が必要です。0歳～小学校就学前のお子さんは当市に住所を有したとき、小・中学校のお子さんは入院の際に申請してください。申請に必要なものは下記へお問い合わせください。

Q：小学生の子どもが入院することになりました。どうすれば？

A：まずは、市役所の子育て支援課(または各支所)の窓口で受給資格の認定申請をしてください。申請後「子ども医療費受給資格証」が市から発行されます。受診時に医療機関へ「健康保険証」、「限度額適用認定証」、そして市から発行された「子ども医療費受給資格証」を提示すると、医療機関で保険診療費の支払いはなくなります(保険外、食事代は自己負担)。
受給資格証を提示せずに医療機関へ支払いをした場合や、県外の医療機関を受診した場合は、領収書等を持って市役所へ申請すると還付を受けることができます。
*「限度額適用認定証」はご加入の健康保険から交付を受けてください。

Q：受給資格証の有効期限が切れそうです。

A：0歳～小学校就学前のお子さんの受給資格は自動更新ですので、所得が確認できない方を除き、新しい受給資格証が自動的に郵送されます。
小・中学生のお子さんは自動更新しませんので、有効期限後も受給資格証が必要な方はお手数ですが再度認定申請をしてください。

- *ひとり親家庭等医療費、生活保護の受給者は対象となりません。
- *令和元年7月1日以降発行された「乳幼児医療費受給資格証」は、令和2年7月31日まで使用できます。
10月1日以降、順次申請・更新される方から新しい受給資格証へ変更します。

問い合わせ先 子育て支援課 手当医療係 内線2483



児童扶養手当について

児童扶養手当とは父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給し、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です(所得制限があります)。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を8月1日(木)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出がない場合、11月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月1日(木)～30日(金)
(土・日・祝日を除く)

*ただし、本庁に限り8月17日(土)と18日(日)だけは手続きできます。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月13日(火)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月13日(火)～9月10日(火)
(土・日・祝日を除く)

*ただし、本庁に限り8月17日(土)と18日(日)だけは手続きできます。

提出先・問い合わせ先 子育て支援課 内線2483
金木総合支所総合窓口係 内線3113
市浦総合支所総合窓口係 内線4066

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給対象者…次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日(2019年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- ③基準日(2019年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額…17,500円
申請期間…8月1日(木)～12月20日(金)

五所川原市プレミアム付商品券取扱店募集のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への消費への影響を緩和するとともに地域における消費を喚起・下支えをすることを目的としたプレミアム付商品券の販売を行います。

これに伴い、プレミアム付商品券の取扱店を募集しますので申請ください。
詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

プレミアム付商品券の概要

対象者一人につき、券面額2万5千円(5千円単位×5分割)の商品券を2万円で購入が可能です。
*券面額5千円単位での購入も可能です。

購入対象になる方

- ▷平成31年度住民税非課税者
- *住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は対象外です。
- ▷2016年4月2日～2019年9月30日までの出生ののいる世帯主

プレミアム付商品券の利用対象にならないもの

- ▷不動産や金融商品
- ▷たばこ
- ▷商品券やプリペイドカードなど換金性が高いもの
- ▷風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ▷国税、地方税や使用料などの公租公課
- ▷その他、市長が不相当と判断するもの

登録できる取扱店

市内に店舗、事業所を有し、市内の店舗に限りプレミアム付商品券を使用可能にすることができる事業者になります。ただし、下記のものは除外になります。
▷風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定される営業を行っているもの
▷暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定されるものと関係を有しているもの
▷特定の宗教・政治団体と関わるものおよび公序良俗に反しているもの
▷その他、市長が不相当と判断するもの

申請方法…五所川原市プレミアム付商品券取扱店登録申請書に記入して、申込場所へ持参、郵送またはファクスで申請してください。申請書は市役所・総合支所で配布するほか、市のホームページでダウンロードできます。

申請期間…12月27日(金)まで(土・日・祝日除く)
9:00～16:00

申込場所・問い合わせ先
▷五所川原市プレミアム付商品券発行等事業事務局または福祉政策課 Tm23-4151 Fax23-4152
▷プレミアム付商品券の概要などについてのお問い合わせ先 プレミアム付商品券窓口 Tm26-5372 福祉政策課 内線2491